

管内事業場対象に無料開催

適正な時間外・休日労働実施のための説明会

(名古屋栄ビルディング)
説明会場の様子



去る1月24日、当協会は名古屋北労働基準監督署と共に「適正な時間外・休日労働実施のための説明会」を名古屋市中区の名古屋栄ビルディング

グで開催しました。

当日は管内の事業場、人事・労務・総務担当者をはじめ211名が参加しました。最初に、北監督署の田中署長が挨拶。

その後、同署久保木第四方面副主任監督官より

「時間外・休日労働協定の留意点について」、届出様式の具体的な記載方法や届出の際の注意点、労働時間の適正把握について説明がありました。

続いて、同署近藤第一方面主任監督官が「賃金の支払等に関する留意点について」、割増賃金や休業手当など法律に定められた基準や労働条件の通知、就業規則について説明を行いました。

なお、同説明会は管内事業場に対し無料で実施されました。



近藤第一方面主任監督官



久保木第四方面副主任監督官

平成26年3月24日(月)から3月31日(月)まで

36協定等の臨時受付所を開設します

名古屋北労働基準監督署

の本社一括届や労災関係及び安全衛生の各種届出書類については通常通り当庁舎8階の当署窓口に提出下さるようよろしくお願いいたします。

名古屋北労働基準監督署では、毎年年度末になると、36協定等の提出により当署窓口が大変混雑し、来署者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしているところです。そこで、混雑を緩和するために、

タイトルの期間中、当署が入居している名古屋合同庁舎1階に臨時の受付所を設けることとしました。

ご不明な点がございましたら、名古屋北労働基準監督署第1方面(☎052-961-8653)までご連絡下さい。

当受付所において受理できる届出書類は、
①36協定届
②1年単位の
変形労働時間制
に関する協定届
③就業規則の
新規・変更届出
です。
ただし、36協定及び就業規則

